

令和6年度

第2回PTA総会（臨時）

～ 守っこの笑顔のために

できる人が、できる時に、できることを ～



守山小学校PTA

令和6年度 第2回PTA総会(臨時)

議事

第1号議案

守山小学校PTA会則改正について

第2号議案

守山小学校PTA「個人情報取扱規定」改正について

<添付資料>

- ・会則改正(案) 新旧比較表1頁
- ・新会則(案)2~6頁
- ・個人情報取扱規定改正(案) 新旧比較表7頁
- ・新個人情報取扱規定(案)8~11頁

PTA会則変更（案）

現行	改正案	
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 本会は、学校社会家庭における児童の幸福を増進し、会員の教養を高め相互の親睦をはかることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 本会は、学校社会家庭における児童の幸福を増進し、会員の教養を高め相互の親睦をはかることを目的とする。<u>なお、非会員がPTA行事等に参加することは妨げない。</u></p>	第1項の修正
<p>第2章 会員</p> <p>第3条 本会の会員は、本校在学児童の<u>父母またはこれに代わる者と、在勤の教職員</u>からなる。</p>	<p>第2章 会員</p> <p>第3条 本会の会員は、本校在学児童の<u>保護者</u>と、在勤の教職員からなる。</p>	第1項の修正
<p>第4章 役員および委員等の組織と任務</p> <p>第6条 本会には次の役員を置く。</p> <p>〔役員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参与 1名（学校長） ・会長 1名 ・副会長 若干名 ・書記 2名（<u>父母</u>1、学校1） ・会計 2名（<u>父母</u>1、学校1） ・各部長、副部長 若干名 <p>〔委員等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区委員 若干名 ・会計監査 2名 	<p>第4章 役員および委員等の組織と任務</p> <p>第6条 本会には次の役員を置く。</p> <p>〔役員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参与 1名（学校長） ・会長 1名 ・副会長 若干名 ・書記 2名（<u>保護者</u>1、学校1） ・会計 2名（<u>保護者</u>1、学校1） ・各<u>専門部役員</u> 若干名 <p>〔委員等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区委員 <u>各地区</u> 若干名 ・会計監査 2名 	第1項の修正

<p>第 7 条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参与は本会の全ての指導にあたるとともに、会議・委員会活動に加わる。 ・ 会長は本会を代表し、会務を經理する。 ・ 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。 ・ 書記は会議の議事を記し、一般事務を行うとともに、会長、副会長を補佐する。 ・ 会計は会計事務一切を掌るとともに、会長、副会長を補佐する。 ・ <u>部長は各部を統括し、事業の推進をはかる。</u> ・ <u>副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代行する。</u> ・ 地区委員は、各地区の会員児童の生活向上をはかる。 ・ 会計監査は会計の監査を行う。 	<p>第 7 条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参与は本会の全ての指導にあたるとともに、会議・委員会活動に加わる。 ・ 会長は本会を代表し、会務を經理する。 ・ 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。 ・ 書記は会議の議事を記し、一般事務を行うとともに、会長、副会長を補佐する。 ・ 会計は会計事務一切を掌るとともに、会長、副会長を補佐する。 ・ <u>各専門部役員</u>は各部を統括し、事業の推進をはかる。 ・ <u>(削除)</u> ・ 地区委員は、各地区の会員児童の生活向上をはかる。 ・ 会計監査は会計の監査を行う。 	<p>第 1 項の修正</p>
<p>第 5 章 専門部会</p> <p>第 9 条 各専門部は次の事業をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修部 <u>学級 P T A の円滑な運営をはかり、会員の教養と文化の向上をはかる事業</u> ・ 広報部 会報の発刊とその他必要な調査を行う事業 ・ 厚生部 児童及び会員の厚生慰安をすすめるとともに保健の向上をはかる事業 ・ 地域部 児童及び会員の生活向上をはかる事業 ・ 環境整備部 児童及び会員の環境を整備するための事業 	<p>第 5 章 専門部会</p> <p>第 9 条 各専門部は次の事業をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修部 会員の教養と文化の向上をはかる事業 ・ 広報部 会報の発刊とその他必要な調査を行う事業 ・ 厚生部 児童及び会員の厚生慰安をすすめるとともに保健の向上をはかる事業 ・ 地域部 児童及び会員の生活向上をはかる事業 ・ 環境整備部 児童及び会員の環境を整備するための事業 	<p>第 1 項の修正</p>
<p>第 6 章 役員、委員等の選出と任期</p> <p>第 12 条 専門部会の<u>部長及び副部長</u>は、会員からの立候補または推薦等により選出する。</p>	<p>第 6 章 役員、委員等の選出と任期</p> <p>第 12 条 専門部会の<u>各専門部役員</u>は、会員からの立候補または推薦等により選出する。</p>	<p>第 1 項の修正</p>
<p>第 13 条 <u>専門部の部員は、地区委員をもって地域部を構成する。</u></p>	<p>第 13 条 <u>地域部は専門部役員と地区委員をもって構成する。</u></p> <p><u>2. 地区委員は P T A 会長が委嘱する。</u></p>	<p>第 1 項の修正、第 2 項の追加</p>
<p>第 7 章 機関</p> <p>第 17 条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、<u>各専門部長・副部長</u>をもって構成し次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部の連絡事項 ・ 総会提出議案の作成 ・ その他緊急事項 	<p>第 7 章 機関</p> <p>第 17 条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、<u>各専門部役員</u>をもって構成し次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部の連絡事項 ・ 総会提出議案の作成 ・ その他緊急事項 	<p>第 1 項の修正</p>

付則

本会則の改正は会員の過半数の承認を得なければならない。

(略)

本会則は令和 6 年 2 月 29 日より施行する。

本会則は令和 6 年 10 月 11 日より施行する。

守山小学校PTA会則（案）

守山市立守山小学校PTA

第1章 総則

- 第1条 本会は、守山小学校PTAといたし事務局を守山小学校におく。
- 第2条 本会は、学校社会家庭における児童の幸福を増進し、会員の教養を高め相互の親睦をはかることを目的とする。なお、非会員がPTA行事等に参加することは妨げない。

第2章 会員

- 第3条 本会の会員は、本校在学児童の保護者と、在勤の教職員からなる。
- 第4条 本会は、正常な教育活動を活発に行うもので次の方針にしたがう。
- 児童の教育及び福祉のために活動する諸団体との連携を密にする。
 - 特定の宗教を信じたり、営利を目的とする行為は行わない。
 - 学校の管理および人事には干渉しない。
 - 会員すべてが平等な権利と義務を有する。
 - いかなる政治活動も行わない。

第3章 事業

- 第5条
- 学校教育を理解し、正しい児童観で学校教育の充実に寄与する。
 - 会員相互が切磋琢磨をつみ知性を高める。
 - 家庭、社会教育の振興と児童の健全な育成をはかる。
 - 家庭と学校の緊密な連携のもとに、地域における児童福祉の向上をはかる。
 - 会員相互の親睦を深める。
 - その他必要と認める事業。

第4章 役員および委員等の組織と任務

- 第6条 本会には次の役員を置く。
- 〔役員〕
- ・参与 1名（学校長）
 - ・会長 1名
 - ・副会長 若干名
 - ・書記 2名（保護者1、学校1）
 - ・会計 2名（保護者1、学校1）
 - ・各専門部役員 若干名
- 〔委員等〕
- ・地区委員 各地区若干名
 - ・会計監査 2名
- 第7条 役員は次のとおりとする。
- ・参与は本会のすべての指導にあたるとともに、会議・委員会活動に加わる。
 - ・会長は本会を代表し、会務を經理する。
 - ・副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

- ・書記は会議の議事を記し、一般事務を行うとともに、会長、副会長を補佐する。
- ・会計は会計事務一切を掌るとともに、会長、副会長を補佐する。
- ・各専門部役員は各部を統括し、事業の推進をはかる。
- ・地区委員は各地区の会員児童の生活向上をはかる。
- ・会計監査は会計の監査を行う。

第5章 専門部会

第8条 本会事業をすすめるため次の専門部を構成する。

- ・研修部、広報部、厚生部、地域部、環境整備部

第9条 各専門部は次の事業をすすめる。

- ・研修部
会員の教養と文化の向上をはかる事業
- ・広報部
会報の発刊とその他必要な調査を行う事業
- ・厚生部
児童及び会員の厚生慰安をすすめるとともに保健の向上をはかる事業
- ・地域部
児童及び会員の生活向上をはかる事業
- ・環境整備部
児童及び会員の環境を整備するための事業

第6章 役員、委員等の選出と任期

第10条 会長、副会長、書記及び会計は、会員からの立候補または推薦等により選出する。

2. 学校職員から選出する書記及び会計は、学校長が委嘱する。

第11条 会計監査は、前年度会長が全地区の中から指名し総会で承認を得る。

第12条 専門部会の各専門部役員は、会員からの立候補または推薦等により選出する。

第13条 地域部は専門部役員と地区委員をもって構成する。

2. 地区委員はPTA会長が委嘱する。

第14条 本会のすべての役員、委員の任期は1ヵ年とする。

第7章 機関

第15条 本会には次の機関を置き、会合はすべて会長が召集する。

- ・総会、専門部会、本部役員会
- 2. 総会は、対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、事前に役員会が定める方法により、会員に周知の上、議決権の行使ができるものとする。

第16条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関であり、年一回以上これを開き、次の事項の議決等を行う。ただし、会員の5分の1以上の要求があるときは開かなければならない。

- ・本会の事業及び予算の承認
- ・決算の承認
- ・会費額の改正
- ・その他重要事項の承認、報告

- 第 17 条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、各専門部役員をもって構成し次のことを行う。
- ・専門部の連絡事項
 - ・総会提出議案の作成
 - ・その他緊急事項
- 第 18 条 本会は必要に応じて特別委員会または臨時委員会を組織することができる。
- 第 19 条 会長が必要に応じ要請する者においては、いずれの会議にも出席して意見を述べるができる。
- 第 20 条 すべての会議は委任状も含め、会員の過半数（書面または電磁的方法等による議決権行使者を含む）の出席をもって決める。なお、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第 8 章 会計

- 第 21 条 本会の経費は会費及び寄付金をもって充てる。
- 第 22 条 会費は一戸当り年額 2,000 円とし、年 1 回納めるものとする。
- 第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 24 条 会計監査は毎年 1 回以上行う。

第 9 章 規定の作成

- 第 25 条 本会の運営を円滑に行うために、会則に反しない限りにおいて、総会の議決を経て、必要な規定を別に定めることができる。

第 10 章 個人情報の取扱い

- 第 26 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規定」に定め適正に運用するものとする。

付則

本会則の改正は会員の過半数の承認を得なければならない。

本会則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は昭和 62 年 2 月 1 日より施行する。

本会則は平成 2 年 1 月 1 日より施行する。

本会則は平成 5 年 3 月 6 日より施行する。

本会則は平成 7 年 3 月 4 日より施行する。

本会則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

本会則は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

本会則は令和 4 年 7 月 1 日より施行する。

本会則は令和 5 年 10 月 18 日より施行する。

本会則は令和 6 年 2 月 29 日より施行する。

本会則は令和 6 年 10 月 11 日より施行する。

慶弔規定

- 第 1 条 この規定は守山小学校在学児童、本会の会員に対しての慶弔に関する規定とする。
- 第 2 条 この規定による慶弔に対しては、一切返礼を受け取らないものとする。
- 第 3 条 会員死亡の場合は、香料10,000円と花を供える。
- 第 4 条 児童死亡の場合は、香料10,000円と花を供える。
- 第 5 条 この規定以外にわたる慶弔の場合は、本部役員で協議する。

「個人情報取扱規定」(令和4年7月1日制定)

本規定は、別紙【守山小学校PTA「個人情報取扱規定」】のとおり定める。

P T A 個人情報取扱規定変更（案）

現行	改正案	
守山小学校 P T A 会則第 36 条に基づき、次のように定める。	守山小学校 P T A 会則第 26 条に基づき、次のように定める。	
（取扱者） 第 5 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、 <u>役員および役員が任命した者</u> とする。	（取扱者） 第 5 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、 <u>役員、役員が任命した者、および管理者が委嘱した者</u> とする。	第 1 項の修正

付則

本会則の改正は会員の過半数の承認を得なければならない。

（略）

本会則は令和 6 年 2 月 29 日より施行する。

本会則は令和 6 年 10 月 11 日より施行する。

守山小学校PTA「個人情報取扱規定」(案)

守山小学校PTA会則第26条に基づき、次のように定める。

(目的)

第 1 条 この規定は、守山小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的にPTA役員名簿・会員名簿、行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名や生年月日等により特定の個人を識別できるものをいう。

(責務)

第 3 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

- 2 管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適切に処理する責務を負う。
- 3 管理者は、複数の代理管理者を置くことができる。代理管理者は、その職務を代行する。

(取扱者)

第 5 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、**役員、役員が任命した者、および管理者が委嘱した者**とする。

(秘密保持義務)

第 6 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 7 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(周知)

第 8 条 個人情報取扱いの方法は、総会資料または通知等により会員に周知する。

(利用目的)

第 9 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費の集金、管理業務
- (2) P T A 関連文書の作成・送付、活動の諸連絡
- (3) 役員・委員・専門部員・会員・登校班等の名簿作成
- (4) 本部役員選出・委員選出
- (5) 広報誌・ホームページへの掲載
- (6) P T A が加入する保険の手続き
- (7) 会員の慶弔
- (8) 管理者が特に認めた場合

(利用目的による制限)

第 10 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的以外に、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 11 条 個人情報データベースの管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、個人情報データベースの取扱者並びに業務委任受託者に適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏えいの防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去
- 2 本会は、個人情報データベースの取扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管および持ち出し等)

第 12 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者への提供の制限)

第 13 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2 次にあげる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- ・本会が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベースの取扱いの全部または一部を委託する場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 14 条 個人情報を第三者(第 13 条第 1 号項から第 4 号項の場合および、県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 提供年月日
- (2) 第三者の氏名
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 15 条 第三者(第 13 条第 1 号項から第 4 号項の場合および、県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 提供を受けた年月日
- (2) 第三者の氏名
- (3) 第三者が個人情報取得した経緯

- (4) 提供を受ける対象者の氏名
- (5) 提供を受ける情報の項目
- (6) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第 16 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 17 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な措置を講ずるものとする。

（研修）

第 18 条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

（苦情）

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第 20 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、常任委員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規定を改正した場合は、第 8 条に定める周知方法をもって、会員へ周知するものとする。

附則 この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 10 月 11 日より施行する。